

一般社団法人東京医科大学医学部医学科同窓会 会長及び監事選出規定

(目 的)

第 1 条 この規定は一般社団法人東京医科大学医学部医学科同窓会（以下当法人とする）会長（代表理事）及び監事を選出することを目的に規定する。

(選出方法)

第 2 条 当法人の会長及び監事を選出は当法人定款第 27 条第 1 項及び第 2 項に基づき、会員の直接選挙により選出する。

(選挙事務の管理)

第 3 条 選挙に関する事務は、当法人選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という）が管理する。

(定 員)

第 4 条 定員は当法人定款第 26 条に定めるとおり、会長 1 名、監事 2 名とする。

(立候補資格)

第 5 条 会長及び監事の立候補資格は当法人定款第 5 条 1 項に定める正会員とする。

(立候補の届出と辞退)

第 6 条 立候補者は、立候補者届締切日までに選挙管理委員会に書面により届け出る。またその立候補を辞退することが出来る。

(投票及び開票の管理)

第 7 条 投票及び開票並びに候補者の決定に関する事務は選挙管理委員会委員長が管理する。

(選挙権)

第 8 条 選挙権の有資格者は次のとおりとする。

- (1) 正会員であり、日本国内に居住している者
- (2) 同窓会費を納入していること

(選挙台帳の作成)

第 9 条 選挙権の有無を明確にするため、正会員全員にかかわる名簿（選挙台帳）を作成する。

(投票用紙の郵送)

第 10 条 選挙権を有する会員には、選挙用紙を同窓会に登録している住所に郵便により送付する。

(投票)

第 11 条 投票は、選挙権保持者 1 人につき 1 票に限る。

(投票方法)

第 12 条 選挙は、次の投票方法によって実施する。

- (1) 単記・無記名投票とする。
- (2) 定められた投票用紙によって投票する。
- (3) 投票締切日（消印有効）までに投票用紙を選挙管理委員会宛に郵送する。
- (4) 投票用紙返送用封筒には、投票者の住所・氏名・卒業年を記載する。

(開票)

第 13 条 開票は選挙管理委員会が行う。

(投票の無効)

第 14 条 次の各号に該当する投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙以外で投票したもの

- (2) 不鮮明で判読できないもの
- (3) 2名以上の候補者に投票したもの
- (4) 投票期限を過ぎて投票したもの
- (5) 選挙管理委員会が開封する以前に開封されていたもの
- (6) 投票用紙返送用封筒に投票者の住所、氏名、卒業年が記入されていないもの

(当選者)

第15条 当選者は、得票数の多い者から順に定数に達するまでの者とする。

- 2 定数に達する順位の方が複数の時は、籤により選挙管理委員会委員長が当選者を決定する。
- 3 監事には補欠者を置く。

(当選者の報告)

第16条 選挙管理委員会委員長は、選挙結果を速やかに同窓会会長に上申し、総会において報告しなければならない。

- 2 同窓会会長は選挙結果を速やかに東京医大新聞に掲載する。
- 3 選挙管理委員会委員長に事故あるときは選挙管理委員の一人が代行する。

(規定の改正)

第17条 本規定の改正は理事会で行い総会に報告する。

第18条 選挙の実施要項については別に定める。

(附 則)

本規定は平成26年1月19日から施行する。

本規定は平成26年4月1日名称並びに文言改正。

(平成26年1月19日臨時総会に於いて、26年4月1日以降東京医科大学同窓会の表記を一般社団法人東京医科大学同窓会に改め、会則を定款に読み替

えることの承認を得ている。)